

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始

公 示

開発行為の工事の完了

(道路維持課) 三三七^ペ

(建築指導課) 三四七

第 三 百 二 十 五 号
令 和 四 年 八 月 十 九 日

(金曜日)

告 示

岐阜県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年八月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	室牧 原田線	養老郡養老町室原字住吉三三 九〇番地先から 同郡同町同 七〇番地先まで 字同 三四	三九・三	令和 四・八・九	令和 四・四・三

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和四年八月十九日

第三十六条第三項の規定により公示する。

令和四年八月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二三 三三〇の二一三 令和 四・ 一・ 六	瑞穂市本田字西江上一一五七番一、一一五八番一、一一五八番二の二部、一一六二番一、一一六三番一から一一六三番四まで、一一六四番一、一一六四番二及び一一六五番七	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
岐阜県指令岐西建築第二三 三三〇の二一四 令和 四・ 二・ 一四	瑞穂市牛牧字細道一〇三三番一、一〇三三番三の一部、一〇三三番一及び一〇三三番二の一部	愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 豪 治
岐阜県指令岐西建築第二三 五号の八 令和 四・ 二・ 二四 〔岐阜県指令岐西建築 第一六六号の四 令和四・ 五・ 六〕	羽島郡笠松町長池字宮代二八番一、二九番一、三〇番一及び三二番一	岐阜県岐阜市東島三丁目五番一〇号 柳ヶ瀬産業有限公司 代表取締役 山 田 夏 子
岐阜県指令中建築第八五号 の八 令和 四・ 三・ 二九 〔岐阜県指令中建築第 六五号の二 令和四・ 六・ 二九〕	可児郡御嵩町上恵土字上田二二〇五番三、二二〇五番六、二二〇五番一、二二〇五番二、二二〇五番一、二二〇五番二、二二〇五番三、二二〇五番四、二二〇五番五、二二〇五番六の一部、二二〇五番九の一部、二二〇五番一〇、同字前畑一六七番一、一六七番三、一六八番一から一六八番四まで、一六九番から一七一七番まで及び御嵩町所管法定外公共物（水路）	岐阜県岐阜市数田東二丁目一番六号 大和ハウス工業株式会社 岐阜支社 支配人 天 野 禎 久
岐阜県指令中建築第八五号 の九 令和 四・ 四・ 一一 〔岐阜県指令中建築第 六五号 令和四・ 六・ 二七〕	(第一工区) 美濃市松栄町二丁目一番、二番の一部及び一六番	岐阜県関市栄町五丁目一七番地一 株式会社フクタハウス 代表取締役 福 田 博 光
岐阜県指令東建築第九二号 の四	中津川市苗木字津戸三八七六番一、三八七六番四、三八七七番四、三八八一番一三、四〇五一番五七、四〇五一番一九三	岐阜県中津川市茄子川一七八四番地の一 エス・ワールド株式会社

<p>令和 三・二二・一〇 〔岐阜県指令東建築第 一一五号 令和四・ 六・一〇〕</p>	<p>及び四〇五二番一八五の二部</p>	<p>代表取締役 千 藤 茂</p>
<p>岐阜県指令東建築第七九号 の三 平成二九・ 三・三〇 〔岐阜県指令東建築第 八八号 平成二九・ 七・一二 岐阜県指令東建築第 八八号の三 平成二九・一〇・ 四 岐阜県指令東建築第 九八号 平成三〇・ 一・一五 岐阜県指令東建築第 一〇二号の四 令和 二・ 三・三〇 〔岐阜県指令東建築第 九七号 令和 二・一〇・二六 岐阜県指令東建築第 九七号の六 令和 三・ 二・一九 岐阜県指令東建築第 九七号の七 令和 三・ 三・二五〕</p>	<p>(第五工区) 土岐市土岐津町土岐口字中山二三七二番一の一部及び一三七二番一三七の一</p>	<p>岐阜県土岐市土岐津町土岐口二一〇一 土岐市土岐口財産区 管理者 土岐市長 加 藤 淳 司</p>

令和四年八月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社